

気密性能測定技術基準 ATTMA TS L2 翻訳版 補足説明資料

※区分について。

補足：翻訳版は原文通りに訳しているため、補足が必要な箇所について説明。

課題：翻訳版は原文通りに訳しているため、日本国内では整備されていないなど課題としている項目。

No	章・項・段落	Page	ATTMA TS L2原文	ATTMA TS L2 日本語 翻訳版	区分※	説明
1	序文	2	A non-simple building is defined as buildings with a gross envelope volume of over 4000m <sup>3</sup> and includes buildings which can be tested in smaller volumetric sections.	単純でない建物とは総容積4,000m <sup>3</sup> を超える建物と定義され、より小さな容積の区画で試験可能な建物も含まれる。	補足	BS EN 13829:2001において4000m <sup>3</sup> を超える建物が大規模建物と定義されることから、本規格でもその閾値を踏襲している。
2	表	2	Shell and Core	シェル&コア	補足	建物の外壁、屋根、窓などの外部構造と主要な内部インフラを構築した建物の状態を示す。
3	1.1	4	Air tightness testing is the process of measuring the amount of conditioned (heated or cooled) air entering or exiting a building through uncontrolled infiltration.	気密試験は、意図せずに建物を出入りする空気の量を測定するプロセスを指す。	補足	「気密試験は、意図せずに建物を出入りする空調された空気」と翻訳をしているが、気密試験では非空調エリアも含まれる。今回、この点をATTMAに確認したうえで、「空調された空気」ではなく単に「空気」と翻訳した。
4	1.4-1	4	1.having an active registration with a nationally recognised Competent Persons Scheme (CPS) for building air tightness testing and are deemed qualified by the scheme to test buildings of this level.	1.建物の気密試験のために国内で認知された有資格者制度（CPS）に有効な登録があり、その制度によって本レベルの建物を試験する資格があると認められていること。	課題	日本国内では有資格者制度（CPS）がないため、ATTMAでの登録が必要である。ATTMAと連携し、日本でも登録出来るように整備することは今後の課題である。
5	1.5	5	It should also be noted, advanced mechanical ventilation systems, such as heat recovery systems, may use much more energy than designed, and may not adequately heat a building with excess air leakage.	熱回収システムなどの高度な機械換気システムは、過剰な隙間を流れる通気によって設計よりも多くのエネルギーを使用し、建物を十分に暖房できない場合があることにも注意が必要である。	補足	熱回収システムなどの高度な機械換気システムを採用しても、給排気バランスを適切に調整しないことで、建物の漏気箇所から意図しない外気を取り入れることになる。これにより設計よりも多くのエネルギーを使用し、建物を十分に暖房できない場合があることにも注意が必要である。

No	章・項・段落	Page	ATTMA TS L2原文	ATTMA TS L2 日本語 翻訳版	区分*	説明
6	表1	5	Passive Stack	煙突を用いたパッシブ換気	補足	建物の換気に使用される方法であり、現代の建築ではほとんど使用されていない。パッシブスタック換気では、背の高い換気パイプを使用して、自然の浮力によって空気が建物から排出されるようにする。
7	表2	6	Modular Building	プレハブ建物	補足	①部屋の全体、または部屋のセクションを工場で作成し、現場にて組み合わせる工法の建物、②内装や外装を工場で作成し、現場で組み立てる工法の建物などを指し、ここではプレハブ建築と訳した。
8	2	7	'fresh' ( $\geq 6$ m.s-1) wind speeds	風速が「ビューフォート風力階数 風力5 (Fresh Breeze) 」 ( $\geq 6$ m.s-1)	補足	ビューフォート風力階級における風力5は8.0～10.7m/sであり、6m/sと対応しない。 ( $\geq 6$ m.s-1) の記載は、風速が6m/sを超える場合はテストを実行できないとした ATTMA TS1 からの引用である。
9	表3	8	Boxing	ふかし壁内	補足	配管を隠すために使用される装飾的なトリムを意味しており、ここでは「ふかし壁内」と表現した。
10	3.1	14	The fan pressurisation system and associated equipment utilised must be calibrated in accordance with national standards, must be within accepted calibration periods and must be used within calibrated ranges (see Appendix C).	ファン加圧システム及び関連機器は、国の基準に則って校正され、校正期間内及び校正範囲内で使用される必要がある (付録 C参照)。	課題	日本国内ではファン加圧システム及び関連機器の校正する機関が整備されていないため、ATTMAで認定している校正機関での校正が必要である。

No	章・項・段落	Page	ATTMA TS L2原文	ATTMA TS L2 日本語 翻訳版	区分*	説明
11	2.1.3	10	Permanently Compartmentalised Buildings	恒久的に区画化された建物	補足	恒久的に区画化されているとは、通常、建物の各部分間のアクセスが不可能であることを意味する。例として、都心部の複合用途ビルで、建物の一部が住宅で、一部がホテルであるケース等がこれに該当する場合が多い。
12	3.4.1	15	Where halls of residence are split into clusters the air tightness test must be undertaken to test the whole of the building envelope unless the clusters fall within the criteria for a phased handover development as defined in ATTMA TSL3 where further guidance is provided.	学生寮が <u>クラスター</u> に分割されている場合も、ATTMA TSL3で定義される段階的な引き渡しとなる建物の基準に該当する <u>クラスター</u> を除き、建物全体の外皮を対象に気密試験を行わなければならない。	補足	クラスターとは、個々の居室がひとまとまりになった単位を示すものである。
13	3.8.1	18	Method 3. A test for a specific purpose, the treatment of intentional opens is adapted for compliance with an air tightness specification.	方法 3. <del>特定</del> の目的のための試験の場合、意図的な開口部の処理を気密規格に準拠させる。	補足	ISO 9972では「Method 3 is the test of the building for a specific purpose, the treatment of the intentional openings being adapted to this purpose according to the standard or policy in each country. (方法3は、特定の目的のために建物を試験する方法であり、その目的に応じて、各国の基準や方針に従って意図的な開口部の処理が行われる。)」とある。
14	表6	21	Ventilation systems ... It is never acceptable to temporarily seal the opening when ventilation systems have not been installed if the ductwork has not been installed.	換気システム ... 換気システムが設置されていない状態で、ダクトが設置されていない場合は、開口部を目張りしてはいけない。	補足	「なぜならば、ダクトが壁や天井に敷設されていない状態で気密ラインの貫通部を目張りしてしまうと、ダクトの貫通部の処理の評価が気密試験で実施出来ないため。」という意味である。
15	表6	21	Sanitaryware ... It is never acceptable if the supply and waste pipes have not been installed or the pipes are additionally temporarily sealed at the floor, wall or ceiling.	衛生器具 ... 給水管と排水管が設置されていない場合、または配管が床、壁、天井で一時的に目張りされている場合は、配管と気密層との間を目張りしてはいけない。	補足	配管は設置されているが、まだ気密層を破っていない状態を想定した記述。配管を密閉することは問題ないが、配管と壁/気密層の間の隙間を密閉することは問題。

No	章・項・段落	Page	ATTMA TS L2原文	ATTMA TS L2 日本語 翻訳版	区分※	説明
16	図	23	—	—	補足	屋内外の圧力差の測定を行うためには、圧力差を求めたい高さの屋内に差圧計を設置し、一方の圧力タップは室内に開放し、他方の圧力タップは、壁を貫通させて屋外に開放する必要がある。この記述は間違いである。
17	4.2.8	24	isolated	処理	補足	直訳は「隔離」だが、機械換気システムを隔離する方法に限らず、システムを停止させる方法でも良いため、「処理」と訳した。